

2-1-3

牛窓東小学校 校内ルール

教職員としての自覚と倫理の徹底

教育に携わる者としての自覚や使命感、強い自制心を持ち、県民の疑惑や不信をいささかでも招くことのないように行動する。

○生徒指導について

- ・児童へ指導を行う場合、密室での1対1の対応を禁止する。指導は、密室を避け複数で行う。やむを得ず1対1で 指導を行う場合は、事前に管理職・生徒指導担当等へ連絡・報告するとともに、密室状態にならないようにする。
- ・指導する内容を、生徒指導主事、管理職に報告・連絡し、指導内容は記録に残す。
- ・体罰は行わない。
- ・原則として自家用車に児童は乗せない。緊急かつやむを得ず児童を自家用車に乗せる場合は、事前に管理職の許可や保護者の承諾を得る。

○情報管理について

- ・個人情報を含む書類やデータを校外へ持ち出さない。やむを得ず持ち出さなければならないときは、管理職の許可を得た上で学校用のUSBメモリを使用し、所定の管理簿に記載する。また、すみやかに返却する。
- ・個人の携帯電話やスマートフォンの教育活動を行う場での所持を禁止する。
- ・教職員個人のSNSに学校や教職員、児童の情報等を書き込まない。写真も使用しない。
- ・児童との間で、携帯電話の番号やメールアドレス等を取得したり伝えたりすることは、禁止する。また、SNS（LINE、Facebook、Twitter、Instagram、TikTok等を含む）での個人的なやり取りは禁止する。
- ・児童の個人情報は、個人情報取扱規程に基づいて厳格に管理する。
- ・USBメモリ、個人が特定される文書を机上に放置しない。また、盗難や紛失防止を怠らない。

○公金及び学校徴収金の取り扱いについて

- ・徴収に当たっては、その目的、用途、金額を保護者に知らせ、学期ごとの会計報告を行い、学年末には会計監査を受ける。
- ・徴収した金銭はその日のうちに集計し処理する。
- ・現金は、教室や職員室での保管は禁止する。

○その他

- ・児童への不必要的身体接触は禁止する。
- ・交通法規を遵守し安全運転を心がける。
- ・交通事故を起こした場合は、被害者等の生命安全の確保を最優先する。
- ・また、事故の軽重に関わらず、警察に直ちに届け出るとともに、事故発生等について、所属長に速やかに報告する。
- ・職務上知り得た内容を他人に漏らさない。

※校内ルールに関する相談窓口

1 牛窓東小学校 教頭
2 瀬戸内市教育委員会総務課学務課

0869-34-2029
0869-34-5640